

(注意事項)

1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携帯して下さい。
2. 継続検査は、「有効期間の満了する日」欄に示された日の1か月前（欄外に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、2か月前）から受けられますので、余裕を持って受けるようにして下さい。

3. 自動車検査証に記載されている住所又は氏名等に変更があつたときには、手続きが必要です。また、自動車の構造等に変更があつたときには、変更の手続きが必要となります場合がありますので、使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

4. 「登録年月日／交付年月日」欄には、新規登録、自動車検査証交付時における直近の移動登録のいずれかの日が表示されます。
なお、二輪の小型自動車の場合は、新規検査、最新の自動車検査証記入のいずれかの日となります。

5. 「***」は、所有者と使用者が同一であることを又は使用の本拠の位置と使用者の住所が同一であることを示します。

6. 走行距離計表示値は、新規検査と予備検査（いずれも、登録識別情報等通知書、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書のあつたものに限ります。）、継続検査と構造等変更検査の際に走行距離計に表示されていた数値を記載しているため、走行距離計が交換されている場合には、実際の走行距離と異なる場合があります。

7. 「輸出抹消登録証明書」、「登録識別情報等通知書」、「輸出予定届出証明書」又は「自動車検査証返納証明書」は、再発行できませんので、大切に保管して下さい。

8. 市町村合併後の住所へ変更を希望される方へ
市町村合併に伴う住所変更が反映されていない自動車検査証につきましては、自動車登録令第24条により、特に手続きをされなくても問題はありませんが、合併後の住所への変更を希望される場合には、使用の本拠の位置を管轄する自動車検査登録窓口において新住所の自動車検査証を交付させていただきますので、お申し出下さい。

※ 交付した自動車検査証が申請された登録事項又は検査事項と相違していないことを確認して下さい。もし相違しているときは、ただちに申し出てください。

自動車使用者の皆様へ

点検整備は必ず実施しましょう

自動車の検査は、安全・環境の面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。
自動車の使用者は、安全・環境を守るため、自らの責任で適切に自動車を管理しなければなりません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも、日常点検整備と定期点検整備は必ず実施しましょう。

自動車不具合情報ホットラインに情報をお寄せ下さい

国土交通省では、迅速なリコールの実施やリコール隠し等の防止のため、自動車不具合情報ホットラインを通じて、皆様のお車に発生した不具合情報を収集しております。

フリーダイヤル受付 0120-744-9660(年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間：平日 9:30～12:00 13:00～17:30)

ホームページ受付 www.mlit.go.jp/RI/

リコールによる修理は必ず受けましょう

リコールの点検・修理は、安全確保及び環境保全のため必要なものです。なお、リコールの通知を確実に受け取るためにも、自動車検査証の住所や氏名等の変更手続きは必ず行つて下さい。